

番号：141154

国名：モザンビーク

担当：産業開発・公共政策部民間セクターグループ第2チーム

案件名：「観光関連機関間のリンク強化を通じたデスクティネーションマーケティング・マーケティング能力強化プロジェクト」終了時評価調査及び「一村一品運動を通じた地域産業振興プロジェクト」中間レビュー調査（評価分析）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参団

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2015年2月中旬から2015年5月上旬頃まで
- (2) 業務M/M：国内 0.70M/M、現地 1.40M/M、合計 2.10M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
7日	42日	7日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、場所

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：1月28日(12時まで)
- (4) 提出場所：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」(http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html))をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 8点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 2点
 - (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 45点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 9点
 - ③語学力 18点
 - ④その他学位、資格等 18点
- (計100点)

類似業務	各種評価調査
対象国/類似地域	モザンビーク/全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：
本調査の対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は

本件への参加を認めない。
(2) 必要予防接種：黄熱病

6. 業務の背景

モザンビークで実施している、「観光関連機関間のリンク強化を通じたデスティネーションマーケティング・マーケティング能力強化プロジェクト（協力期間：2012/2/29-2015/3/31）」の終了時評価調査及び「一村一品運動を通じた地域産業振興プロジェクト（協力期間：2013/1/20-2017/1/19）」の中間レビュー調査を、2015年2-3月にかけて実施予定であり、本件はそれらの評価分析を担当する団員である。

「観光関連機関間のリンク強化を通じたデスティネーションマーケティング・マーケティング能力強化プロジェクト」について

モザンビークは、北部、中部、南部それぞれに歴史的価値のある建造物や、ビーチリゾート等の海洋性観光資源、サファリ等の自然生物観光資源、彫刻や踊り等の芸術観光資源を有している。モザンビークはかかる豊富な観光資源を活かし、2020年までに年間400万人の国際観光客を受け入れることを目標に掲げており、近年南アフリカ共和国等近隣国からの観光客を中心に、観光客が増加傾向にある（2010年度国際観光客は184万人、うちアフリカ地域からの入込客79.8%）。国際観光収入は国民総所得（GNI）の2%を占めており、2005年から2010年までの5年間で1.5倍（129.6→197.3、単位は百万USドル）に増加した。州別の観光客数は、首都マプトが圧倒的多数を占め、南部イニャンバネ州、北部カポデルガド州が続いている。

モザンビーク政府は、「国家5ヵ年計画（2010-2014）」及び「観光開発戦略計画（2004-2013）」上で、観光を貧困削減のための最も重要なツールの一つに位置づけており、観光開発を通じてコミュニティに対する直接的な経済効果及び間接的な経済活動が生み出されることを期待している。

例えばイニャンバネ州は、マプトに次いで2番目に国際観光客が多く、観光産業が州の主産業の一つであるが、同時にモザンビークの中でも貧困率が高い（57.9%）州の一つであるという、観光産業の地域経済や雇用への裨益が極めて限られている実情を示している。

この原因と考えられるものは、政府観光省、国家観光局、州観光局それぞれのレベルにおいて、観光マーケティング戦略策定能力の弱さ、効果的なプロモーション（インフォメーションセンターの運営含む）の実施能力の低さ、公的機関と民間観光関連団体との調整不足、観光投資を周辺コミュニティの便益にリンクするような戦略が無いといったことであると考えられる。

官民の関係者が、地元裨益する観光開発を推進するために、前述の課題を念頭に置いた事業計画立案、国や地域レベルでのマーケティング・プロモーションの推進、旅行者のニーズを満たし且つ地元裨益するような観光商品づくり、商品情報の的確な発信や販売体制の構築など、「マーケティング戦略策定及び実施能力を向上すること」等が、モザンビークが優先的に取り組むべき課題とされている。

このような状況下、先方からの要請に基づき、JICAは同国観光省をカウンターパート機関（以下C/P）として、2012年03月から2015年03月まで「観光関連機関間のリンク強化を通じたデスティネーションプロモーション・マーケティング能力強化プロジェクト」を実施している。

今回実施する終了時評価調査は、2015年3月のプロジェクト終了を控え、プロジェクト活動の実績、成果を評価、確認するとともに、今後同国観光省主導で実施するプロジェクト活動に対する提言及びJICAによる今後の類似事業の実施にあたっての教訓を導くことを目的とする。

「一村一品運動を通じた地域産業振興プロジェクト（協力期間：2013/1/20-2017/1/19）」について

モザンビークでは、自由市場経済への移行後の1990年代、国営企業の民営化が一定程度進む中で、中小零細企業振興が展開された。1990年代後半には中小零細企業の構造改革プログラムが実施され、1,200社の中小企業が民営化された。大企業は外資に、その他企業は国内資本に買収され、産業構造が再編された。しかし、地方では、国家予算が民間セクターへの事業資金支援のために起業家・企業育成のプログラム等に用いられたが、軍人や政党関係者など一部の関係者に限定的に使われるなど、国営企業の民営化プロセスは不完全で、地方の産業育成にはつながらなかった。

モザンビークにおける近年のマクロ経済状況は、サブサハラアフリカの数少ない成功例の一つ

と称されるほど、安定的な高成長を維持している。鉱物等の自然資源開発のためのメガプロジェクトにより、大量な外資の急速な流入と輸出の増加が実現し、マクロ経済指標の改善に貢献した。しかし、マクロ経済拡大の勢いに比例するような雇用創出、地方経済へのインパクト、国内における付加価値の創出は進まず、地域間格差の拡大に結びつく原因となった。

モザンビーク企業の主な構成は、少数の大企業（外資、国営企業、モザンビーク人エリート層経営）、大多数の登録済み中小零細企業（多くはモザンビーク人経営、資本による）及びインフォーマル零細企業で、登録済みの中小零細企業は約 28,000 社、全登録企業の 98.6%を占めている。これら中小零細企業の多くは、地元の市場に根差す零細企業であり、これら企業にとっては、国内およびグローバル市場における競争力向上のため、経営マネジメント能力の強化、品質管理技術及び生産性の向上が重要課題となっている。かかる状況下、商工省及びその下部組織の中小企業振興機構（IPEME : Institute for Promotion of Small and Medium Sized Enterprises）が、中小零細企業振興策として、国産品の消費促進を目指す”Made in Mozambique”運動の推進、起業家育成支援、地方特産品の付加価値の向上等に取り組んできた。

その一環で、IPEME は日本の地方産業振興の取り組みである「一村一品運動」に着目し、地方の中小企業振興策として一村一品（CaDUP）事業の導入を決定、IPEME が取り組む地方振興及び中小零細企業振興政策の柱としている。2010 年から 2 年間、JICA の個別専門家が IPEME に派遣され、IPEME と協働して 7 グループに対する支援を実施した。これにより、モザンビークにおける CaDUP 事業の確立や IPEME 内の人材育成が一定程度進んだものの、中小零細企業振興施策としての CaDUP 事業には依然として課題が多く、プロセス（体制や手順）などが未だ明確になっておらず、中小零細企業/生産者グループを担当する職員の能力も十分とは言えない。また、支援を行ってきた中小零細企業/生産者グループに関しても、会計などのビジネスに必要な基礎知識やマーケティング、販路の拡大などの面で十分に能力向上しているとは言えない状況である。

かかる背景から、CaDUP 事業実施機関職員が中小零細企業振興を主導し、中小零細企業/生産者グループを育てる能力を身につけることを目的として、モザンビーク政府は我が国に対し、技術協力を要請した。この要請に基づき、JICA は 2012 年 7 月に詳細計画策定調査団を派遣し、協力の枠組みについてモザンビーク政府と合意し、2012 年 10 月に技術協力プロジェクト実施に係る討議議事録（R/D）の署名・交換を行った。

本プロジェクトは、対象 5 州（マプト州、ガザ州、イニャンバネ州、ナンプラ州、マニカ州）で、モザンビークに適した地方の中小企業振興策としての CaDUP 事業の枠組みの検討・構築、職員の能力強化、中小零細企業への支援を行うことで、CaDUP 事業の仕組み及び実施体制の構築を図り、同事業の展開を通じてモザンビークの中小零細企業/生産者グループの発展に寄与するものである。

今回実施する中間レビュー調査は、プロジェクト開始後約半分の期間を経過した段階で、これまでのプロジェクト活動の実績、成果を評価、確認するとともに、今後のプロジェクト活動に対する提言を導くことを目的に実施する。

7. 業務の内容

本業務従事者は、二つのプロジェクトの協力について、当初計画と活動実績、計画達成状況、評価 5 項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）を確認するために、必要なデータ・情報を収集・整理した上で、分析を行う。また、これら調査、情報収集、分析結果に基づき、合同評価報告書（案）を作成する。なお、JICA 事業評価ガイドラインは以下から取得可能。

<http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/guideline/>

二つの案件について、それぞれに国内準備、現地調査、帰国後整理を行うこととする。なお、現地調査については、協力対象州が重なっている部分があるため、効果効率的に行程を纏めて対応を図ることとする。具体的担当事項は次のとおりとする。

（1）国内準備期間（2015 年 2 月中旬-2 月下旬）

- ① 既存の文献、報告書等（事業進捗報告書、合同調整委員会（JCC : Joint Coordination Committee）議事録、活動実績資料等）をレビューし、プロジェクトの実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセスを整理・分析する。

- ② 既存のPDM (Project Design Matrix) に基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価5項目ごとの調査項目、データ収集方法、調査方法等を検討し、監督職員とも協議の上、評価グリッド(案)(和文・英文)を作成する。また、現地で入手、検証すべき情報を整理する。
- ③ 評価グリッド(案)に基づき、プロジェクト関係者(プロジェクト専門家、C/P、その他相手国側関係機関、他ドナー等)に対する質問票(案)(英文)を作成する。
- ④ 調査団事前打合せ、対処方針会議等に参加する。

(2) 現地派遣(2015年2月下旬-4月上旬)

「観光関連機関間のリンク強化を通じたデスティネーションマーケティング・マーケティング能力強化プロジェクト」に係る業務(主に2/24から3/18に、マプト州、イニャンバネ州での業務を想定)

- ① JICAモザンビーク事務所等との打合せに参加する。
- ② プロジェクト関係者に対して、本終了時評価及び中間レビュー調査の評価手法について説明を行う。
- ③ C/Pと評価グリッドに基づき協議を行うとともに、プロジェクト関係者から質問票に対する回答を回収する。また、プロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績(投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等)、実施プロセス等に係る情報、データの収集・整理を行う。
- ④ 収集した情報・データを分析し、プロジェクト実績の貢献、阻害要因を抽出する。
- ⑤ 国内準備作業並びに上記(2)③及び④で得られた結果をもとに、他の調査団員及びC/P等と共に評価5項目の観点から評価を行い、合同評価報告書(案)(英文)の取りまとめを行う。
- ⑥ 合同評価報告書(案)に関する協議に参加し、協議を踏まえて同案を修正し、最終版を作成する。必要に応じて、同報告書の内容等につき関係者に対して説明を実施する。(素案が3月8日の官団員現地到着までに取り纏められていることを想定している。)
- ⑦ 協議記事録(M/M)案(英文)の作成に協力する。
- ⑧ 担当分野に係る現地調査結果をJICAモザンビーク事務所等に報告する。

「一村一品運動を通じた地域産業振興プロジェクト」に係る業務(主に3/19から4/3に、マプト州、ガザ州、イニャンバネ州での業務を想定)

- ① JICAモザンビーク事務所等との打合せに参加する。
- ② プロジェクト関係者に対して、本中間レビュー調査の評価手法について説明を行う。
- ③ C/Pと評価グリッドに基づき協議を行うとともに、プロジェクト関係者から質問票に対する回答を回収する。また、プロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績(投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等)、実施プロセス等に係る情報、データの収集・整理を行う。
- ④ 収集した情報・データを分析し、プロジェクト実績の貢献、阻害要因を抽出する。
- ⑤ 国内準備作業並びに上記③及び④で得られた結果をもとに、C/P等と共に評価5項目の観点から評価を行い、合同レビュー報告書(案)(英文)の取りまとめを行う。
- ⑥ 必要な場合には調査結果や先方政府C/P等からのコメント等を踏まえた上で、PDM及びPO(Plan of Operation)の修正案(和文・英文)の取りまとめに協力する。
- ⑦ 合同レビュー報告書(案)の内容等を関係者に対して説明し、先方コメントを踏まえて必要な修正を行い、最終案として取りまとめる。
- ⑧ 協議記事録(M/M)を締結する場合には、その作成に協力する。
- ⑨ 担当分野に係る現地調査結果をJICAモザンビーク事務所等に報告する。

(3) 帰国後整理期間(2015年4月中旬-4月下旬)

- ① 評価結果要約表(案)(和文・英文)の作成に協力する。
- ② 帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る報告を行う。
- ③ 担当分野の調査結果を取りまとめ、終了時評価調査報告書(案)(和文)、中間レビュー

調査報告書（案）の作成に協力する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は(1)～(6)のすべてとし、電子データで提出する。

「観光関連機関間のリンク強化を通じたデスティネーションマーケティング・マーケティング能力強化プロジェクト」について

- (1) 合同評価報告書（案）（英文1部）
- (2) 評価結果要約表（案）（和文・英文各1部）
- (3) 終了時評価調査報告書（案）（和文1部）

「一村一品運動を通じた地域産業振興プロジェクト」について

- (4) 合同レビュー報告書（案）（英文1部）
- (5) レビュー結果要約表（案）（和文・英文各1部）
- (6) 中間レビュー調査報告書（案）（和文1部）

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含めず、当機構より別途支給します（見積書の航空賃及び日当・宿泊料等欄には0円と記載下さい）。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は、2015年2月24日頃-4月3日頃を予定しています。
機構職員の現地調査期間は2015年3月8日-3月20日を予定しています。

評価日程（案）

以下、主たるスケジュール案です。

今後関係者間の調整の結果、変更する可能性があります。

- 2月24日-27日 【両案件】 マプト州両案件の主たるC/P面談
- 2月28日-3月4日 【観光】 イニャンバネ州C/P協議、パイロットプロジェクト状況調査
- 3月5日-7日 【観光】 イニャンバネ州ビランクロパイロットプロジェクト状況調査
- 3月8日-18日 【観光】 マプト州/イニャンバネ州終了時評価(*機構職員同行程)
- 3月19日-4月3日 【CaDUP】 イニャンバネ州/ガザ州/マプト州中間レビュー調査
- ※【観光】 「観光関連機関間のリンク強化を通じたデスティネーションマーケティング・マーケティング能力強化プロジェクト」に係る業務
- 【CuDUP】 「一村一品運動を通じた地域産業振興プロジェクト」に係る業務

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

【観光】

- ア) 総括 (JICA)
- イ) 協力企画 (JICA)
- ウ) 評価分析 (コンサルタント)

【CuDUP】

- ア) 評価分析 (コンサルタント)

③便宜供与内容

当機構モザンビーク事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎
あり
- イ) 宿舎手配
あり
- ウ) 車両借上げ
全行程に対する移動車両の提供（機構職員等の調査期間については、職員等と同乗することになります。）
- エ) 通訳備上
英語⇄ポルトガル語の通訳を備上
- オ) 現地日程のアレンジ
現地ヒアリング調査のスケジュールアレンジ、専門家及びC/Pの同行
- カ) 執務スペースの提供
プロジェクトオフィス内の執務スペース提供（ネット環境完備）

(2) 参考資料

①案件情報

案件の概要は、ウェブサイト上で公開されています。

http://gwweb.jica.go.jp/KM/KM_Frame.nsf/NaviIndex?OpenNavigator

②本業務に関する以下の資料が当機構図書館のウェブサイト上で公開されています。

<http://libopac.jica.go.jp/search/detail.do?rowIndex=0&method=detail&bibId=100007494/>

・モザンビーク共和国 一村一品運動推進のための基礎情報収集・確認調査報告書

③本業務に関する以下の資料を、当機構産業開発・公共政策部民間セクターグループ第2チーム（Tel03-5226-8049）で配布します。

【観光】

- ・詳細計画策定調査報告書（案）
- ・中間レビュー調査報告書（案）
- ・PDM（最新版）
- ・プロジェクト事業進捗報告書

【CuDUP】

- ・PDM（最新版）
- ・プロジェクト事業進捗報告書

(3) その他

業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

以上